

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第17号

新潟県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

新潟県立職業能力開発校規則（昭和47年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改正後		改正前				
(寄宿料)						
<p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,590円</p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 1,800円</p>		<p>第43条 条例第18条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新潟県立新潟テクノスクール寄宿舎 3,500円</p> <p>(2) 新潟県立魚沼テクノスクール寄宿舎 1,850円</p>				
別表第1（第4条の2関係）						
訓練系	訓練科	訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間は時間とする。	種別	備称
	専攻科					
機械系	精密機械加工科 (精密加工科)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築施 工系	木造建 築科	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第27条の2関係)

(1) (略)

(2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設備	
				種別	名称
訓練科					

(略)

エクステリア左 官科			訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1,400	建物そ 他の 工作物 機械 その他	教室 実習場 左官用 機械類 器具 計測器 製図器 及び製 図用具
---------------	--	--	------------------------------------	-------------------------------	---

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築施 工系	建築施 工科 (木造 建築 科)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2 (第27条の2関係)

(1) (略)

(2) 短期課程の普通職業訓練 (前号に係るものを除く。)

訓練科	訓練の 対象と なる技 能及び これに 関する 知識の 範囲	教科	訓練期間 及び訓練 時間(単位 は時間と する。)	設備	
				種別	名称
訓練科					

(略)

<p>建築物の仕上げにおける基礎的な技能及びこれに関する知識</p>	<p>1 学科 (1) 建築生産概論 (2) 建築構造 (3) 建築製図 (4) 建築仕上法 (5) 安全衛生 (6) 関係法規 2 実技 (1) 機械操作基本実習 (2) 調査実習 (3) 足場実習 (4) 安全衛生作業法 (5) 測定及び墨出し実習 (6) 下地施工実習 (7) 左官施工実習 (8) タイル施工実習 (9) 養生</p>	<p>60</p> <p>440</p>	<p>類 教材類</p>
<p>(略)</p>			
<p>(略)</p>			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の第43条の規定は、この規則の施行の日以後における寄宿に係る寄宿料について適用し、同日前の寄宿に係る寄宿料については、なお従前の例による。

